

平成28年度 第1回倉吉市総合教育会議

日 時 平成28年5月25日(水) 午前11時

会 場 倉吉市役所 市民応接室(本庁舎4階)

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 協議事項
(1) 倉吉市教育に関する施策の大綱について
- 5 意見交換
- 6 その他
- 7 閉会

<総合教育会議構成員>

倉吉市長 石田耕太郎

倉吉市教育委員会

教 育 長 福井伸一郎

教育委員 藤田義彦

教育委員 宮近 誠

教育委員 仲田優子

教育委員 福井真喜代

<資料>

倉吉市総合教育会議運営要綱・別紙

倉吉市教育に関する施策の大綱（案）

～豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり～

鳥取県倉吉市

平成 28 年 5 月

はじめに

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等教育委員会制度の抜本的な改革を行うため、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。改正された法律では、新たに市長と教育委員会で構成される総合教育会議の設置が義務付けられ、この総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定することとされました。

倉吉市教育委員会では、第1期倉吉市教育振興基本計画に基づき平成23年度から27年度までの5箇年、重点的に取り組むべき施策を示し、毎年の重点施策実施計画により、施策の推進を図ってきました。

第2期倉吉市教育振興基本計画（平成28年度から平成32年度までの5箇年）は第1期計画の成果と課題を明らかにした上で「"くらしよし"ふるさとビジョン（第11次倉吉市総合計画（後期基本計画））」を踏まえ、加えて人口減少や少子高齢化の問題を克服し、地方創生を推進するための施策をまとめた「倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（倉吉市未来いきいき総合戦略）」や「倉吉市次世代育成支援行動計画」との整合性を図り、地域ぐるみで教育や子育てを支える環境をさらに充実させ、地方創生のための地域の次世代育成を推進する内容としています。

倉吉市の自然・風土・歴史・文化の中で、豊かで健やかな心身を育み、一人一人の個性や能力を発揮し、地域に誇りと愛着を持ち、幅広く交流し、倉吉の発展に寄与する人づくりをめざした、第2期倉吉市教育振興基本計画の教育理念「豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり」の方針を明確にし、その実現に向けた施策の総合的・計画的な推進を図るため、このたび教育に関する施策の大綱を策定しました。

平成28年5月

倉吉市長 石田 耕太郎

<目次>

	ページ
1 倉吉市の教育理念	1
2 重点施策	
(1) 学校教育	1
(2) 社会教育	4
3 大綱の対象期間	6

1 倉吉市の教育理念

豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり

倉吉市の自然・風土・歴史・文化の恩恵に浴して、豊かで健やかな心身を育み、一人一人の個性や能力を発揮し、地域に誇りと愛着を持ち、幅広く交流し、倉吉の発展に寄与する人づくりをめざし、「豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり」を倉吉市の教育理念と定めます。

【教育目標】

- ・幅広い知識を身に付け、豊かな心を培い、健やかな体を養う。
- ・個性を尊重し、創造性を培い、自律性・自主性を養う。
- ・社会の一員として、参画し寄与する態度を養う。
- ・自然を大切にし、伝統と文化を尊重する態度を養う。
- ・郷土を愛し、他人や他地域を尊重する態度を養う。

家庭・地域・学校が一体となった教育の推進

2 重点施策

1 学校教育

学校教育基本方針 豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもの育成 ～自ら学び、たくましく生きる～

本市学校教育においては、本市が培ってきた自然・歴史・文化という地域の特性を活かしながら、家庭と地域社会と学校の連携のもと、各校が特色ある充実した教育活動を展開し、学力の向上や豊かな心とたくましい体づくりをめざし、故郷に誇りと愛着をもつことのできる子どもの育成に努めてきました。

これまでの取り組みをさらに推進するとともに、知識・技能の習得とそれらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成、言語活動、道徳教育、体験活動の充実等現行学習指導要領の趣旨を活かした教育活動も継続的に実施し、あらゆる教育活動をとおして本市の子どもたちの「生きる力」を育むことに努めます。そして、優しさや思い

やり、人とのつながりの中に豊かさを感じる心を持ち、前向きに努力していくとともに困難なことでも耐える力と、新たなことにチャレンジしていく力をもつ子どもを育成していきます。

そのために家庭と連携した取組みを推進するとともに、地域の人々が学校運営に参画する体制づくりを充実させていくとともに、地域の次世代育成にも協力（横の連携）していきます。また、小・中教育連携を推進していくとともに、保育所・認定こども園との連携（縦の連携）を深め、幼児期から一貫した支援の充実に努めます。

重点施策① 幼児教育の充実

保育所・認定こども園と小学校の連携を充実させ、基本的な生活習慣の定着や規範意識の育成及び他者との関わり等について、福祉保健部局と共に幼児期の教育の充実を図ります。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、教職員や子ども同士の交流により、保育・教育内容の相互理解及び指導の在り方についての研究を行います。

重点施策② 学力向上の推進

特色ある中学校区教育（小・中連携）の推進を図りながら、基礎的な知識及び技能を習得させ、それらを活用して課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに主体的に学習に取り組む態度を養います。さらに、「多様な集団における人間関係形成能力」と「自律的に行動する能力」をつけていくための学びの在り方を小中連携推進として考えていきます。また、そのための教職員の資質、指導力の向上、細やかな指導を行う体制づくりに努め、一人一人の特性を理解し、興味・関心や習熟の程度に応じた多様な学習形態の工夫改善に努め、学ぶ意欲を高め確かな学力の定着を目指します。

重点施策③ 豊かな心の育成

読書活動や体験活動を積極的に推進するとともに、人権同和教育や道徳教育の充実を図り、豊かな心を育成し、いじめや不登校・問題行動の未然防止と早期発見に努めます。

重点施策④ たくましい体の育成

運動や健康・安全についての理解を深め、健康の保持増進のための実践力と体力の向上を図ります。また、児童生徒が安全に学校生活をおくることができる環境整備や、児童生徒自らの自己を守る能力や態度の育成に努めます。

重点施策⑤ 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

子どもたちが倉吉の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、地域の特色を生かし、人材や歴史、自然等の財産をもとに、子どもたちが倉吉を「知る・楽しむ・育む」ことのできる取組みを推進します。

重点施策⑥ 家庭・地域と連携した開かれた学校づくりの推進

保護者や地域に積極的に情報を公開するとともに、学校評価をさらに充実させ、各学校が創意工夫のもと地域の実態に応じた特色ある教育活動を展開し、活力ある学校づくりができるよう地域の人が学校運営に参画する体制づくりを推進します。

重点施策⑦ 家庭教育の充実

家庭教育の重要性を保護者が自覚し、家庭での基本的な生活習慣や学習習慣の確立等について取り組めるようにしていくとともに、相談体制の整備など保護者が子育てしやすい体制づくりを推進していきます。

重点施策⑧ 特別支援教育の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズや障がいの種類や状況に応じた創意ある教育課程の編成と指導方法の工夫改善を行い、個々の発達と自立に向けた教育活動と生涯にわたる一貫した支援の充実に努めます。

重点施策⑨ 給食の充実、食育の推進

豊かな心と体、望ましい食習慣等を育むため、学校給食の充実に努め、食育を推進します。

重点施策⑩ 組織的・機能的な学校経営

学校長のリーダーシップのもと組織的・機能的な学校経営を実現します。このことを可能とする学校組織マネジメントを行うために、学校運営体制の確立、人材育成、地域人材及び地域教材活用のための地域と学校とのコーディネートの実現を図ります。

重点施策⑪ 教育助成の充実

学校や地域がより一層輝きを放つために教育研究を推奨すると共に、研究団体等や就学援助事業等に関する援助を行います。

2 社会教育

社会教育基本方針 倉吉を担う人づくり・まちづくりの推進 ～いつでも どこでも だれでも ともに学び地域力を育む～

個のそれぞれの学びを通して地域力を育むため、住民が地域活動の企画から参加し、主体的に運営することのできる仕組みづくり、誰もが地域の担い手として活躍できるまちづくりに取り組みます。

人権教育（同和問題・障がいのある人の人権保障等）による人づくり・まちづくり、絆づくりの強化、地域の子どもたちを育む関係団体との連携による支援の充実、地域課題の解決に向けた学習及び人材育成に努めます。

鳥取大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、民間団体、企業等との連携・協働により、人口保持、地域防災などの現代的課題に対応した学習機会の充実、ライフステージに応じた学習機会の充実を図ります。

地区公民館は地域の最も身近な学びの拠点として、地域課題解決のための講座や学習の充実を図り、地域の各種団体と連携・協働し、地域を担う人づくり・豊かなまちづくりの実現に向けて取り組みます。

価値感の多様化等により地域課題は複雑化しており、地域の課題を把握する能力や企画立案能力、それをコーディネートしていく社会教育主事の役割が重要となっているため、社会教育主事の養成に積極的に取り組み、各公民館においても社会教育主事養成講習を受講し、社会教育主事と同様の能力を持つ職員の養成に努めます。

博物館、文化財課、図書館においても、地域の伝統文化の継承や資源の活用を推進することで、地域に愛着をもつことのできる人づくり、まちづくりの推進に努めます。

重点施策① 地域力を育む社会教育の推進

多種多様化した市民の学習ニーズや社会状況の変化に対応し、市民がいつでも、どこでも、だれでもが学べ、選択できる学習内容及び学習機会の充実を図ります。

地方創生の取組として倉吉の担い手を生涯にわたり持続的に支え育成していくために、それぞれのライフステージに応じた社会教育のあり方を追求し推進していきます。

重点施策② 支え合う人づくり・輝くまちづくり

地域の一員として、地域への愛着と誇りを持つため、地域の伝統行事や地域活動への積極的な参加、ボランティア体験などの学習機会の提供、大人と子どもがともに地域で活動する機会の充実を図ります。

青少年の健全育成を近隣町と一体的に取り組んでいくため、情報を共有し、青少年育成

に関わる機関・団体、地域住民との連携を強化するとともに、少年の非行防止、地域の安全のためのネットワークの構築を図ります。

重点施策③ 公民館活動の推進

利用者層の拡大に取り組むとともに、住民同士が出会い、互いに交流し意見を交換できる機会を提供し、自分の暮らす地域に自覚的に関わり、行動していく力を育み、その力を発揮できる事業を展開していきます。

公民館が学びを通して人と人をつなぐパイプ役、地域住民の参画と協働を推進するファシリテーターとしての役割、活動の場を構築する学習コーディネーターとしての役割を担っていただけるよう、公民館職員の社会教育主事資格を持つ職員の育成に取り組み、そのスキルを活かしていきます。

重点施策④ 体育・スポーツの振興

市民が生涯を通じて健康で豊かな日常生活を目指し、各種スポーツ活動機会の充実・スポーツ団体の育成・指導者の養成に努め、体育施設等の環境整備を図り、生涯スポーツを推進します。

また、市民にスポーツを通じて夢や感動を与え市民へ見るスポーツの場の提供、交流人口の拡大など「スポーツによる地域活性化」に努めます。

重点施策⑤ 文化財の保存、活用、伝承

文化財の所有者、関係する民間団体と協働しながら歴史文化遺産の適切な保存、活用を行い、歴史文化遺産に触れる機会を作ることで、豊かな情操を養うとともに、地域への理解と絆を深め、倉吉に暮らすことに愛着と誇りを感じられる環境づくりを進めます。

重点施策⑥ 親しみ学ぶ機会を提供できる博物館

博物館が収集・保存・研究を行ってきた資料の公開により、市民が文化芸術にこれまで以上に触れる機会を提供します。また、館内外で地域と連携した倉吉博物館講座を開講し、市民の学ぶ場を提供します。郷土の歴史・文化に興味や関心を持つ市民や、創作活動を行う市民の育成を図ります。

重点施策⑦ 豊かな心を育む図書館づくりの推進・交流の場の提供

市民が気軽に利用でき、暮らしに役立つ図書館活動を推進し、市民の知的要求に的確に応えるために資料の収集、情報の提供に努めます。

ブックスタート・講演会など子育てを支援し、山上憶良・土屋文明など地元ゆかりのある人物を通して歴史・文化への関心と地域への誇りを育て、若者の定住化と地域の活性化を目指します。

また、地域の交流人口の拡大のため、様々な年齢層の方の交流拠点の場を提供するとともに、鳥取県立未来中心などの近隣施設と十分な連携と情報の共有化により、パークスクエアの情報発信に努めるとともに、交流できる複合遊具ゾーンでは、安心・安全な「遊べる場・交流の場」を提供します。

3 教育委員会の機能強化

教育に関する施策の大綱を策定し、教育委員会との総合教育会議を設置することにより、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、よりいっそう民意を反映した教育行政の推進を図ります。

また、教育委員は地域の実情を踏まえ、教育委員会における審議を活性化するとともに、広く地域住民の意向を反映し、事務執行のチェックを行うために自らの意見や考えを広報するなど「市民に顔の見える教育委員」を目指し、教育委員会の活性化を図ります。

4 教育環境の整備充実

教育施設的环境改善の推進（トイレ洋式化、空調機器設置、ICT機器の整備）、教育表彰の実施、奨学金制度の実施。

5 倉吉市立小・中学校の適正配置等について

児童生徒数の減少を踏まえ、子どもたちが望ましい成長をするための学校の適正配置について学校教育審議会からの答申を基に市民との意見交換を重ね、推進していきます。教育委員会が定める「倉吉市立小学校適正配置推進計画」により、平成28年～32年度に段階的に行うよう推進します。

3 大綱の対象期間

“くらしよし”ふるさとビジョン（第11次倉吉市総合計画（後期基本計画））及び第2期教育振興基本計画との整合性を図り、平成28年度から平成32年度の5箇年を対象とします。

倉吉市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき市長が設置する倉吉市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について、同条第9項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 会議の招集は、市長があらかじめ開催の日時、場所及び協議すべき事項を各構成員に対して通知することにより行う。

2 市長は、法第1条の4第4項の規定に基づき、教育委員会から会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集し、又は会議を招集しない理由を示さなければならない。

(傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入しなければならない。

2 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、協議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

3 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 協議に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。

4 市長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

5 傍聴人は、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とした場合又は前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録の作成及び公表)

第4条 市長は、会議終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議及び調整が行われた事項及び内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の議事録には、市長及び教育長が署名する。

3 議事録は、公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とした場合は、この限りではない。

(庶務)

第5条 会議の事務局は、教育委員会事務局教育総務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

昭和31年6月30日法律162号

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。